

議員提出第七号議案

大分県議会議員の議員報酬の緊急的な特例に関する条例の制定について

大分県議会議員の議員報酬の緊急的な特例に関する条例を次のように定める。

平成二十五年六月二十五日提出

大分県議会議員 志 村 学

大分県議会議員の議員報酬の緊急的な特例に関する条例

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、議会の議長、副議長及び議員に対する議員報酬月額額の支給に当たっては、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年大分県条例第十号）附則第七項の議員報酬月額から、議長については十万円を、副議長については八万八千円を、議員については七万八千円を減ずる。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

理 由

県財政の厳しい状況に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、議員報酬の支給に關して減額する必要があるので提出する。